

「国際倫理」からアプローチする歴史認識問題

—日米主導で「国際規範」の構築を—

川久保 剛（麗澤大学准教授）

グローバル化する歴史認識問題——何が問題か

国際政治学者の向山直佑は、歴史認識問題の現状を次のように分析している。「従来二国間で争われてきた歴史認識問題が、もはや二国間の枠に収まらず、国際連合などの国際機関や、第三国においても重要な問題として扱われるようになった」、「「被害者」側が他国の認知や圧力を求め、「加害者」側がそれを必死に阻止し、第三者がそれに介入する、という構図が生まれている」（「第三国による歴史認識問題への介入の要因と帰結——アルメニア人虐殺へのジェノサイド認定とトルコ」¹⁾）。

日本の歴史認識問題は、この典型であろう。慰安婦問題にしても、従来は日韓、日中の問題に過ぎなかったが、今では、欧米や国連、ユネスコが関与・介入する問題となっている。西岡力によれば、そもそも「歴史認識問題」は「歴史認識に関わる事象に対して他国政府が干渉し、外交問題化すること」、つまり「内政干渉」問題と定義することができるが（「歴史認識問題とは何か」²⁾）、今日、①「被害国」からの「内政干渉」に加え、②第三国や国際機関からの「内政干渉」が常態化している。そして、そのような「内政干渉」を正当化する国際世論が形成されつつある。この点について向山は、次のように指摘する。「第三者による国内問題あるいは二国間問題への介入は以前より一定数存在してきたものの、冷戦終結以前には、一般的には避けられることが多かった。介入が潜在的に超大国間の深刻な対立に発展する可能性があり、また内政不干渉の原則が比較的厳密に遵守されていたためである。しかし、冷戦がソ連を中心とする東側諸国の体制崩壊によって終了したことでその足枷は外され、内政に干渉しないことで消極的な平和を実現するよりも、民主主義や人権を尊重する国際社会が介入することで、積極的な意味での平和を実現することが志向されるようになった。従来の「国内管轄事項」の一部は「国際関心事項」へと変化し、内政不干渉を理由に外部からの干渉を排除することはもはや許されなくなったのである。この結果として、例えば個別国家の領域内で起きている人権侵害を、「保護する責任」という概念のもと、第三者が武力をもって中止させる人道的介入や、個々の国々が行う環境汚染を、地球環境問題、すなわち国際社会全体の課題と考えて規制する動きが観察されるようになった。このような国際政治における第三者の果たす役割の拡大が、歴史認識問題にも及び始めている³⁾」。

しかし、このような第三国による介入は、「加害国」との間で、新たな紛争を引き起こす可能性を孕んでいる。向山も、この点を指摘する。「（第三国の介入は——引用者注）両当事者の合意の上で第三者に付託されたものではないため、介入者が完全に中立的なア

クターであることは基本的に考えられない。多くの場合、介入者は、紛争当事者の一方を支持する個別国家や国家連合、あるいは特定の規範を推進する国際機関である。そうした非中立的な介入が行われた場合、介入は、単に当事者間の関係に影響を与えるのみならず、当事者と介入者、特に批判を受ける側の当事者と批判する介入者との関係にも変化をもたらすはずである。言ってみれば、歴史認識問題も含め、既存の紛争に第三者が介入した瞬間に、介入者と、介入によって不利益を受けると考えられる当事者との間に、新たな紛争が生じるのである⁴⁾。この指摘は、日本の歴史認識問題にも該当する。例えばアメリカの介入によって日米関係が一時期悪化したことは周知の通りであるし、現在も、慰安婦像設置の動きをめぐって、欧米の都市と日本との間に様々な軋轢を招いている。

向山は、こうした「歴史認識問題のグローバル化」がもたらす問題についてほとんど研究されていない現状を指摘し、当該問題の先駆的事例と言えるオスマントルコによるアルメニア人虐殺問題を取り上げ、第三国のトルコへの介入の要因と帰結を分析しているが、前述のように日本もまた「歴史認識問題のグローバル化」という問題事象に当事者として直面している。そして、今後、多くの先進国がトルコや日本と同じ立場に立たされることも考えられる。国際法学者の大沼保昭はこの点について次のように指摘している。「非欧米諸国が経済力をつけ、国際的発言権を高めていくなかで、これまで日本が中国や韓国から批判されてきたような構図が、こうした国々とかつての植民地支配国である欧米先進国との間でみられるようになるかもしれない。英仏が旧植民地諸国から過去の支配やその間おこなわれた深刻な人権侵害について謝罪や補償を求められるかもしれない。米国がくり返しおこなってきた軍事的・経済的干渉について中南米諸国から、植民地支配していた時期における悪行についてフィリピンから、枯れ葉剤使用や一般市民の虐殺などについてベトナムから、その責任を追及されることがあるかもしれない。」(『「歴史認識」とは何か』⁵⁾)。また現代史家の秦郁彦は、ユネスコの文化事業「世界の記憶」が歴史認識をめぐる争いの場と化している問題に触れて、次のように述べている。「G7に代表される先進大国は19世紀の帝国主義全盛期にはいずれも「スネに傷持つ」身だから、無益なたたき合いは好まないはずだし、ユネスコも巻き込まれたくないだろう」(「ユネスコ記憶遺産は制度改革を」⁶⁾)、「政治的緊張」を招きやすい19世紀以降のテーマは申請の対象から外すよう働きかけるべきだと考える」(「世界の記憶 19世紀以降除外を」⁷⁾)。秦は、今後申請される可能性のある歴史案件として、アヘン戦争(イギリス)、ギロチンの歴史(フランス)、トルコのアルメニア人虐殺(トルコ、フランス)、文化大革命、天安門事件(中国)、スターリンの大粛清(ロシア)、アボリジニ狩り(オーストラリア)、ベトナム戦争中の韓国軍による慰安婦問題などを挙げている⁸⁾。こうした問題が、国際社会に新たな紛争と混乱を呼び起こすことは十分に予想できる。

このような問題状況を見ると、今後、国際社会が歴史認識問題にどのように向き合っていけば良いのかについて議論し、研究することは不可欠であると言えよう。そしてそれを踏まえて、歴史認識問題に関する国際的な規範やルールの構築に向けた取り組みが必要となる。

このことは国際社会全体の課題であるわけだが、日本はその経験をもとに、国際的な議論をリードする役割を果たし得るといえる。もちろん日本は、慰安婦問題や南京問題、靖国問題など現在進行形の歴史認識問題に、当事国として対処していかなければならない

立場にある。日本の真実や名誉は守らなければならない。しかし同時に、日本は大国であり、国際社会のリーダーとしての役割も期待されている。日本の国益だけではなく、人類益や国際益にも寄与・貢献する国でなければならない。そもそも、国家あつての国際社会であり、国際社会あつての国家である。国家と国際社会は二つにして一つ、一つにして二つなのであり、国益と国際益は一体不可分・相互規定的な関係にある。国益と国際益は同時並行的に追求されなければならないといえる。

また、国際益を掲げる姿勢は、外交戦略的にも有効である。これまで日本は自国の真実と名誉を守るというスタンスをとってきたが、残念ながら、国際世論の支持は得られていない。それどころか、日本は自己正当化に終始していると非難されている。ユネスコ「世界の記憶」への中国・韓国など七か国による「日本軍慰安婦」資料の申請登録問題に対して、その審査の中立性や公平性、透明性を問ひ質すなど、普遍性に訴える手法で異議申立てを行った高橋史朗は、自己の経験を踏まえて、「ユネスコ加盟国がなるほどそうだと、日本は民族主義とかナショナリズム、歴史修正主義の立場から言っているのではなくて、普遍的な観点から意見を言ってるんだという説得力が必要なんです」（「ユネスコ「世界の記憶」の最新動向に関する一考察」⁹⁾）と喝破している。国家のパブリック・ディプロマシー（広報外交）も、国際益・国際公共性を掲げることで相手国や国際世論を動かす時代になっている¹⁰⁾。歴史認識問題も、「被害国」が人権や人道意識の確立など、普遍的と目される理念に訴えることで、国際世論を味方につけるという構図となっている。日本は、こうしたグローバルな状況に適応できないまま、旧来の「二国間型の歴史認識問題への対処方法」に終始しているように見える。日本が不本意な状況を余儀なくされている原因の一つは、ここにある¹¹⁾。

そこで以下、歴史認識問題における第三国や国際機関の介入の在り方について、日本の歴史認識問題を参照しながら考察し、今後歴史認識問題に関する国際規範を構築するうえで、検討すべき論点を提示したい。

倫理主義の盲点

歴史認識問題には、①歴史的側面、②倫理的側面、③政治的側面の三つの側面があるといえる。まず、「過去に何が起きたのか」を実証的に問題にするのが①の歴史的側面である。次に、「その史実が、人権尊重や男女平等など現代の価値理念から見ていかに問題であるか」について議論するのが、②の倫理的側面である。そして、それが、「なぜ、現在、このような形で、問題となっているのか」という点を問題にするのが③の政治的側面である¹²⁾。したがって、第三国並びに国際機関は、この三つの側面を包括的に検討し、問題の全体的構造を把握したうえで、両当事国への関与・介入のありようを検討することが求められる。

しかし、②の倫理的側面だけが前景化され、①歴史的側面と③政治的側面は後景化されるというのが現状である。国際社会は、「加害国」の罪を倫理的に糾弾することには熱心だが、「被害国」が主張する歴史的事実の真実性を検証したり、その主張の政治的意図性を分析することにはほとんど関心がない。

しかし、歴史的検証の裏付けの無い倫理的検討は、人権侵害の可能性を孕んだ反倫理

的な行為といえるし、政治的意図の有無を不問に付すことは、訴えを行っている当事国（被害国）に政治的に加担する可能性を含んでいる。にもかかわらず、歴史的検証と政治的意図の分析を経ないまま、性急に倫理的判定を下そうとするのが、今日の国際社会のありようなのである。これを筆者は、「倫理主義の盲点」と呼びたい。人間としての良心に駆られて、倫理への意志を追求するあまり、他の側面が見えなくなってしまうのである。批判を受ける側の当事国（加害国）にとっては、極めて理不尽な状況といえよう。

実際に、日本の慰安婦問題についても、国際社会は韓国・中国の主張のまま、日本の慰安婦制度は史上最悪の人権侵害だった、という倫理的判定を下している。「被害国」の主張に疑問を持ち、事実の再検証を訴える者は、「歴史修正主義者」・「ファシスト」・「否定論者(Denier)」などとレッテル貼りされ、その人間性や道徳性を疑われてしまう¹³⁾。

そして歴史認識問題で日本を批判する韓国や中国の政治的意図は問われないうままである。通常の戦争責任問題は、「加害国」の謝罪や償いで幕引きとなる。しかし韓国や中国は、日本がいくら謝罪や償いを行っても、日本への攻勢を止めることが無い。歴史認識問題で日本を追及することが、政治戦略・外交手段・国益追求手段になっているからである。では、中国・韓国の目的とは何か。国際政治学者の中西輝政は、それを「日本の憲法改正阻止」、「国防力の整備」阻止、中国の軍事拡張に対する「日本の抵抗の無力化」に見出している。つまり、先の大戦における日本軍の悪行を世界に向けて発信し、強調することで、日本が再び軍事力を整備・強化することは人道上許されないという国際世論を形成し、その圧力で日本の軍事的弱体化を図り、自国の軍事的覇権の強化につなげようという思惑があるというのである。また中国には、日本を第二次大戦直後の世界秩序の中に封じ込めることで、ファシズム国家日本に反撃した正義の戦勝国としての中国のイメージを宣伝し、それによって冷戦時代に共産主義が犯した虐殺や粛清、人権弾圧などの罪を糊塗するとともに、同じ戦勝国のアメリカを中国側に心理的に引き寄せ、日米同盟の弱体化につなげるというねらいがあると言う¹⁴⁾。いわば、日本は「歴史戦争」を仕掛けられていると中西は指摘する（「現代「歴史戦争」のための安全保障」¹⁵⁾）。おそらく中国が進める「歴史戦争」の背景には、以上の戦略に加え、日本軍の残虐性を周知することで、それと戦った共産党政権の偉大さをアピールし、それによって統治基盤を強化するという国内的事情もあるのだろう¹⁶⁾。中西とほぼ同じ見方に立っている産経新聞の「歴史戦」取材班は、「「歴史戦」と名付けたのは、慰安婦問題を取り上げる勢力のなかには日米同盟関係に亀裂を生じさせようとの明確な狙いがみえるからだ。もはや慰安婦問題は単なる歴史認識をめぐる見解の相違ではなく、「戦い」なのである」（有元隆志『歴史戦』「まえがき」¹⁷⁾）と指摘している。実際に慰安婦問題で日本を批判する当事者からは、「我々の意図は日本を非難することではない。歴史、人権、平和について、人道意識のために人々を啓発することにある」という表明と同時に、「我々は米国政府に（中略）日本を韓国や中国より尊重する外交政策の転換を求める」という声が漏れてくる¹⁸⁾。

大沼保昭は、「中国は、日本との関係で「歴史認識」問題を外交のカードとして使ってその有効性を熟知しているので、中国に不平等条約を強いて租界やさまざまな権益をむさぼった欧米先進国に対して、外交カードしてこれからも使う可能性が高い」（『「歴史認識」とは何か」¹⁹⁾）と指摘している。第三国や国際機関は、歴史認識問題がリアルポリティックスに利用され得ることを、共通認識として確立する必要がある。そして「被害

国」の主張を検証抜きに信じて問題に介入することは、「被害国」の政治戦略や人道の政治利用に加担する責任を負うことにもなるということを認識する必要がある²⁰⁾。言いかえると、第三国や国際機関が問題に介入する際には、歴史的側面と政治的側面を「検証する責任」が求められるのである。その「責任」を遂行することが、倫理的側面の検討の実質性を担保することになる。

公平的正義

歴史認識問題における国際規範を構築するにあたって、次に検討すべき論点は、「公平的正義」の確立である。というのも、歴史認識問題の扱いには「公平的正義」が著しく欠落している、と指摘できるからである。例えば慰安婦問題でも、第二次大戦中または戦後に、他の国においても存在していたとされるにもかかわらず、日本のそれだけが取り上げられ、非難される傾向が見受けられる。「被害国」が訴えた事案についてだけ、国際社会は関与・介入することになるから、「被害国」が訴えない事案については帳消しという形となる。中国・韓国は盛んに日本を訴えるから、日本の事例が集中的に取り上げられる、というわけである。まず、このような非対称性があることが問題となる。

次に、戦勝国と敗戦国との間にある非対称性も問題となる。戦争責任問題は戦勝国にも該当する問題といえるが、敗戦国のそれだけが俎上に載せられる現実がある。これは明らかに不公平であろう。この点について大沼保昭は、次のように論じている。「日本とドイツは明らかな侵略国であり、敗戦国であったために、戦後厳しい反省を迫られ、実際に反省してきた。ところが、ドイツ以外の欧米の大国は、戦勝国であったがゆえに、植民地支配と帝国主義外交を支えた非欧米諸民族への優越意識を真剣に反省し、植民地支配の悪に正面から向かい合う機会を今日までもていないのです。(中略)このように、ドイツ以外の欧米の大国が向き合ってきた戦争責任、植民地支配について日本が批判されるのは、明らかに不公平だし、不愉快なことではある」(『歴史認識』とは何か²¹⁾)。本来、戦争責任問題を取り上げるのであれば、戦争の勝敗に関係なく取り上げなければならない。だからといって、敗戦国側の戦争責任が免責されるわけではないことはもちろんのことである。

大事なのは、一体何のために歴史認識問題を取り上げるのかという前提の確認であろう。被害国が加害国に報復するためではなく、戦勝国が敗戦国を懲罰するためでもなく、人類社会の倫理的向上が目的なのであるとすれば、それぞれの国益を超えた、普遍的な次元からアプローチする姿勢が求められよう。各国家の抱える事案を全て平等に扱い、平等に懲罰を与えるという次元での「公平的正義」ではなく、人類共通の課題として問題設定するという次元での「公平的正義」が確立されなければならない。このままでは、弱い立場にある特定の国家がスケープゴートにされて終わり、ということになりかねない。明らかな選択性、恣意性、二重基準を問題にしなければならない。

多元性と対話

そもそも歴史認識とは何か、というメタレベルの問いも重要な論点となる。

歴史は物語であるといえる。個々の歴史的事実の集積を歴史と呼ぶことはできない。個々の歴史的事実を繋ぎ合わせて、一つの意味を持った物語に構成することで、歴史は歴史として成立する。したがって、そこには構成する主体の視点が入らざるを得ない。歴史とは特定の主観によって構成されるものであり、客観的実在ではないのである。したがって歴史は、それを語る主体の数だけ存在するともいえる。言いかえると多元性を帯びている。歴史認識は本来、多元的なものなのである²²⁾。

しかし歴史認識問題では、このような歴史の多元性という本質が踏まえられていない状況にある。むしろ、歴史を一元的に捉える傾向が見られる。そして、その一元化された歴史認識は、第二次大戦の戦勝国の立場から構成された物語なのである。つまり、第二次大戦は、世界支配を目論む日独伊という悪のファシズム勢力を、米英中ソら正義の連合国が撃退した戦争とする物語である。これが戦勝国によって形成された、戦後世界の公定的な歴史認識となっている²³⁾。したがって、このような歴史認識に疑問を差しはさむ者は、戦後秩序の側から、間違った認識の持主であると非難されることになるのである。「歴史修正主義者」・「ファシスト」・「否定論者 (Denier)」などと呼ばれてしまうわけである。しかし、そのような公定的歴史認識は、戦勝国の都合に合わせた物語に過ぎず、当然ながら敗戦国などから疑問の声が出てくることは避けられない。しかし、そのような声は、先のレッテルを貼られ、排除されてしまうのである。このように、戦後の歴史をめぐる議論空間は、戦勝国の独善的正義によって支配されているといえる。言いかえると歴史認識問題は、勝者と敗者という権力関係によって規定されているのである。

したがって、歴史認識問題において日本は予め不利な立場なのである。この点に関して国際政治学者の細谷雄一は、次のように指摘している。「戦争に勝利を収めた連合国は、戦闘の勝利を手に入れただけでなく、歴史の正義をも手にいれることができた。二〇世紀になると、戦争とはただ単に、軍事力の衝突を意味するのではなく、正義の衝突を意味するようになる」、「日本の場合には、戦争に勝利した連合国のアメリカやイギリス、ロシア (ソ連) などとは異なり、敗戦をどのように受けとめて、戦勝国が唱える正義にどのように向き合うかというさらに難しい問題を抱えている」(『戦後史の解放 I 歴史認識問題とは何か』)²⁴⁾。戦後の歴史空間では、「日本の戦争＝悪」という図式が前提となっている。したがって、慰安婦や南京、靖国などの問題で、日本がいくら自らの真実性や正当性を主張しても、まともに取り合ってもらえないのである。それどころか、主張すればするほど「歴史修正主義者」等の悪罵を投げつけられ、日本は反省していないと批判を受けることになるのである。そして、そのような構図を利用して、日本を外交的に攻撃しようという政治的意図をもった勢力もまた現れるのである。そしてそれが、正義を追求する勢力として見られてしまうのである。

今後、歴史認識問題における国際規範を構築するにあたって、このような歴史空間のありように関する反省的検討は不可欠であろう。この検討なくして、歴史認識問題における倫理性の担保は不可能であろう。歴史認識の本質を踏まえて、多元的な歴史認識の共存を認め、「支配的・覇権的歴史認識」以外の「代替的歴史認識」も存立できる歴史空間を構築しなければならない。言いかえると、「対話」のある歴史空間の形成が求められよう。ユネスコ事務局長顧問を歴任した比較文明学者の服部英二は、「対話」の概念について次のように述べている。「対話」とは、おのおのの論理システムをぶつけ合うこと

を厭わない二人以上の人間による思考の妥当性を検証する一つの道具である。それはデリケートな行為である。と言うのも、対話には、話し手にとって自らの考えが変わるかもしれないというリスクを伴うからである。対話とは、思考のプロセスを再考し、確信されてきたものを再吟味し、新たなものを発見しつつ前進する、日々に新たな手段である。それゆえに、対話の効能をこう再確認すべきであろう。それは旅に出ることであり、対決であり、試練であり、変容である。中でも強調すべきは、対話のもつ改善力である。それは、それぞれが自らの文化から外へ向かい、自らを解放し、通底する世界に身を投じるための手段である」（『文化の多様性と通底の価値』²⁵）。「歴史修正主義」等のレッテル貼りによる、異質なものの排除の論理を改めない限り、このような意味での「対話」は成り立たないし、ましてや「和解」などはありえないだろう²⁶。

可逆性

最後に、「可逆性」の倫理原則の導入を提唱しておきたい。「可逆性」の倫理原則は、あらゆる倫理問題に求められるものだが、歴史認識問題における国際規範の構築にあたっては必須の原則であるといえよう。

「可逆性」の倫理原則とは、「もし自分が逆の立場だったとして、はたしてこのように扱われたいだろうか」という視点から、他者へのかかわりのありようを考えることである²⁷。

本稿で述べてきたように、歴史認識問題では、批判される側の当事国が、様々なレベルで不本意な状況を強いられている。そして、その中には、「もし自分が逆の立場だったとして、はたしてこのように扱われたいだろうか」と問いかけざるを得ない事象が多数存在する。例えば韓国の団体は、慰安婦像を国内外に次々に設置しているが、韓国はもし他国からそのようなことをされたら、どう思うだろうか。この点について、国際関係論の熊谷奈緒子は次のように述べている。「慰安婦問題に関して、日本に責任と謝罪を求める韓国側の活動の方法と内容は、真の和解を目指しているとは言い難い。そこには他者を批判することに重点を置く動きがうかがえる」、例えば慰安婦像の設置は「日本への圧力こそなれ、日本との真の和解をもたらすとはいえない。アメリカという異国で日本を名指しして、ニュージャージー州のパリセイズパークに建てられた記念碑のように「二〇万人以上の少女が旧日本軍によって拉致されて (abducted)」と、歴史家の間でも論争のある被害者数が刻み込まれることに対して、日本はもとよりアメリカの日系団体からも抗議があった。日系団体はこうした動きは、和解というよりも反日感情や敵対心を煽るものだと批判している」（『慰安婦問題』²⁸）。実際に、前述のアメリカ人ジャーナリストのマイケル・ヨンは、慰安婦像設置をはじめ慰安婦問題に関して韓国や中国が行っていることは、「憎しみを作り出す工場」と形容できると指摘している²⁹。また高橋史朗は、アメリカでは、慰安婦像が設置された地域の学校で、日本人子弟に対する深刻な「いじめ問題」が発生し、多くの親子が苦しみを抱えていると報告している（「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」³⁰）。つい最近では、アメリカ・カリフォルニア州サンフランシスコ市で、韓国の団体から寄贈された慰安婦像と碑文を市議会が受け入れ、市の公共物としたことで、在米日本人や日系人から怒りと失望の声があがり、コミュニティの融和が損なわれる事態

となっている。このような事は他の国・地域でも起こっており、「慰安婦像は世界各地で地域社会を分断し、地域住民の無用の混乱と軋轢をもたらす」³¹⁾ 状況となっている。サンフランシスコ市のケースでは、この件がきっかけで大阪市が姉妹都市関係の解消を決定するなど、自治体間にも軋轢を生んでいる³²⁾。もちろん日米の国家間関係にも傷を与えている。まさに慰安婦像が「紛争のシンボル」と化しているのである³³⁾。批判する側の当事者(国)と第三者(国・自治体)は、こうした状況の是非に対して、「可逆性」の観点から内省する必要があるのではないだろうか。

韓国の団体は、ソウルの日本大使館や釜山の日本領事館など、日本の在外公館の前にも慰安婦像を設置している。これは、外国公館の安全と威厳を保護する義務を定めた国際法であるウィーン条約(第二二条二項)に違反する行為であると指摘されているが、韓国の政府も自治体も黙認したままとなっている。また国際世論も沈黙している。しかし現在、ベトナム戦争時の韓国軍慰安婦問題に関心をもつ英国の団体「ライダイハンのための正義」が、「ベトナムで韓国兵が行った性的暴行は重大な人権侵害だ」、「韓国政府は女性たちに謝罪すべきだ。人権重視の英国から被害実態を調査することを国際社会に求めたい」との声明を出し、韓国兵とベトナム人女性の間生まれた混血児「ライダイハン」の像を、在ベトナム韓国大使館前などに設置する計画を進めている。韓国は、こうした動きに対して、どのように対応するのであろうか。韓国大使館の前にライダイハン像を設置されても、抗議を行わないのであろうか。きっと、強く抗議をすることであろう。そして、第三国は、類似の事案の当事者となった際に、どのような対処をするのであろうか。

「もし自分が逆の立場だったとして、はたしてこのように扱われたいだろうか」という「可逆性」の倫理原則を導入しなければ、混乱と軋轢、憎しみの連鎖は止まることがないであろう³⁴⁾。

日米による主導を

以上、歴史認識問題における国際規範の確立に向けて、いくつかの論点を提示した。今後、更に考察を深め、多くの論点を洗い出していく必要がある。本稿は、そのための序説的考察にすぎない。

最後に、今後の日本の立ち位置について、一つの提言をしておきたい。日本は歴史認識問題の当事者として、目の前の事案への対応に追われている。しかし前述したように、日本は世界のリーダーとしての役割を果たし得る国である。そして日本は、倫理道徳を重んじる国家として生きてきた。日本のモラルの高さは、内外から高く評価されている。したがって日本は、当事者としての経験を踏まえて、歴史認識問題における国際規範の構築に大きく寄与しうるポジションにあるといえるし、そのような役割を果たすことで、倫理道徳国家としての日本のソフトパワーはさらに高まるであろう³⁵⁾。

もっとも、日本単独でこのような大きな課題を果たすことは出来ない。また日本は当事者なので、どうしても当事者中心主義に陥り、客観的な視点を確保できない可能性がある。そこで、共同で取り組んでくれるパートナーが必要となるわけだが、日本と一定の価値観を共有し、同盟国でもあるアメリカこそがそれにふさわしいであろう。このように考えた時、政治思想家でジョージタウン大学教授のケヴィン・M・ドークの次の言葉は傾

聴に値しよう。「日米関係を倫理という観点から論じることは、たぶん珍しいでしょう。一般には日米関係は経済とか安全保障という観点から論じられます。そうした観点は当然、大切です。しかし国と国、人間と人間、いかなる関係もそうした実利的な要因だけでは成り立ちません。実際に日本とアメリカとの関係は、すでに一定の倫理的な共通の原則をシェアしている、と私は思います。そして世界全体としても、日米関係がそうした倫理的な原則を精力的に推進するというリーダーシップを必要としています。いまの世界は、たぶん経済的な事柄よりも倫理的、道徳的な事柄に飢え、必要としています」（「日米関係とグローバル倫理」³⁶⁾）。

人類・国家・個人の存在理由は何であろうか。哲学者の天野貞祐は、この問いに対して次のように答えている。「私は世界と人生とにおける道理の存在を信ずる。然し道理はおのずからは実現しない。その実現には媒介を必要とする。道理を会得し、これに対する義務と責任とを意識するものは人間のほかには存しない。道理の感覚は人間の特権である。道理の媒介者たることが人間存在の意味だと思う」（『道理の感覚』³⁷⁾）、「道理の媒介者たることが人類と国家と個人の存在理由でなければならない。不道理は歴史の審判に堪えない、というのが歴史の真理性であって、われわれの確信でなければならない」（「平和日本の在り方」³⁸⁾）。

日本の歴史認識問題だけではなく、世界のあらゆる歴史認識問題が解決されねばならない。そのために日本は、「道理の媒介者」とならねばならない。

注

- 1) 向山直佑「第三国による歴史認識問題への介入の要因と帰結——アルメニア人虐殺へのジェノサイド認定とトルコ」（『国際政治』第187号「歴史認識と国際政治」日本国際政治学会編、平成29年3月、平成29年10月に発表された日本国際政治学会第10回奨励賞受賞論文）30頁。向山は、アルメニア人虐殺問題について「ジェノサイド認定という形で行われる第三国の介入はアルメニア人移民が多くキリスト教徒が多数を占める国々によって集中的に行われており、介入国とトルコの公式の外交関係と民間交流の両方に対して負の効果をもたらすものの、その影響は短期的なものにとどまる」と指摘している。
- 2) 西岡力「歴史認識問題とは何か」（『歴史認識問題研究』創刊号・平成29年秋冬号、歴史認識問題研究会、2017年）11頁。
- 3) 前掲向山論文、31-32頁。
- 4) 前掲向山論文、32頁。
- 5) 大沼保昭『「歴史認識」とは何か』（中公新書、2015年）215-216頁。
- 6) 秦郁彦「ユネスコ記憶遺産は制度改革を」（「正論」『産経新聞』2016年1月25日）
- 7) 同「世界の記憶 19世紀以降除外を」（「論点」『読売新聞』2017年11月29日）
- 8) 前掲秦論文、歴史認識問題研究会（2017年12月8日）での口頭報告。
- 9) 高橋史朗「ユネスコ「世界の記憶」の最新動向に関する一考察」（『歴史認識問題研究』創刊号、2017年）55頁。
- 10) 渡辺靖『文化と外交 パブリック・ディプロマシーの時代』（中公新書、2011年）95頁、104頁、137頁等参照。
- 11) 国際政治学者の島田洋一は、歴史認識問題の「主戦場は、米国の首都ワシントンであり、国連機関の集中するニューヨーク、ジュネーブである。これらにおける積極的な外交活動に加え、日頃の英語発信が非常に重要となる」（「続く日本からの「性奴隷」発信」『WiLL』2017年3月）

- と指摘している。日本としては今後、発信内容の吟味が必要となる。
- 12) 前掲山岡論文は次のように指摘している。「歴史は「歴史認識問題」という形で外交上の争点にもなりうる。近年の歴史認識問題の先鋭化を反映して、「何が起きたか」を扱う歴史学的な研究とは別に、「なぜ歴史が問題になり、その結果何が起きるか」を扱う政治学・国際関係論的な研究が蓄積されつつある」、31頁。
 - 13) 東郷和彦『歴史認識を問直す―靖国、慰安婦、領土問題』（角川書店、2013年）163-165頁参照。東郷の主張と本稿の主張は異なる。
 - 14) 中西輝政「安倍首相が靖国参拝で切り拓いた憲法改正への道」（『正論』2014年3月）64頁、「共産主義と冷戦」の罪を問わぬ不道徳が招いた災厄」（『正論』2014年4月）55頁。
 - 15) 中西輝政「現代「歴史戦争」のための安全保障」（『正論』2013年2月号）全編を参照。
 - 16) 前掲西岡論文、16-19頁。
 - 17) 有元隆志「まえがき」（『歴史戦』産経新聞社、2014年）4頁。産経新聞では、2013年の通年企画「新帝国時代」の後継として、2014年4月から通年企画「歴史戦」が掲載されている。
 - 18) 山岡鉄秀『日本よ、もう謝るな』（飛鳥新社、2017年）43-44頁。アメリカの著名な写真家でジャーナリストのマイケル・ヨンは、「日本の隷属化は中国の当面のターゲットで第一のゴールですが、その先に中国は米国との覇権争いを制するという究極的な最終目標を持っている」と指摘している。古森義久、マイケル・ヨン対談「中国の謀略としての慰安婦問題」（『正論』2017年3月）120頁。
 - 19) 前掲大沼書、215-216頁。
 - 20) マイケル・ヨン「憎しみの種を植える中国 加担する記者たちは責任を負う」（『産経新聞』2017年2月25日）。アメリカの歴史学会や教科書会社にも問題点があると言える。この点については、ジェイソン・モーガン『アメリカはなぜ日本を見下すのか？ 間違いだらけの「対日歴史観」を正す』（ワニブックス、2016年）88-121頁。
 - 21) 前掲大沼書、193頁。
 - 22) 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か 歴史教科書・「慰安婦」・「ポピュリズム」』（ミネルヴァ書房、2014年）33-40頁、水野雄司「日本思想史序説（連載）」（『教育再生』92号-99号、2016年）参照。
 - 23) 江藤淳『閉ざされた言語空間』（文藝春秋、1989年）、佐伯啓思『従属国家論 日米戦後史の欺瞞』（PHP研究所、2015年）等参照。
 - 24) 細谷雄一『戦後史の解放 I 歴史認識とは何か』（新潮社、2015年）30-31頁。
 - 25) 服部英二監修『文化の多様性と通底の価値 聖俗をめぐる東西対話』麗澤大学出版会、2007年）284-285頁。
 - 26) 西岡力は、歴史認識問題に相応しいゴールは、「和解」ではなく、「Agree to disagree」にあると述べている。西岡力・江崎道朗「対談・反日国際ネットワークの新たな策謀」（『正論』2013年5月）72頁参照。
 - 27) トーマス・リコーナ『「人格教育」のすべて』（麗澤大学出版会、2009年）77頁。
 - 28) 熊谷奈緒子『慰安婦問題』（ちくま新書、2014年）216頁。
 - 29) マイケル・ヨン「憎しみの牧場―過激化する韓国人」（『「慰安婦」謀略戦に立ち向かえ 日本の子供たちを誰が守るのか』明成社、2017年所収）、同「憎しみの種を植える中国」（『産経新聞』2017年2月25日）。
 - 30) 高橋史朗「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」（前掲『「慰安婦」謀略戦に立ち向かえ 日本の子供たちを誰が守るのか』所収）58-75頁、同『「日本を解体する」戦争プロパガンダの現在』宝島社、2016年）203頁。永門洋子「日本人の子供に公然と「いじめ」が行われている」（前掲『「慰安婦」謀略戦に立ち向かえ 日本の子供たちを誰が守るのか』所収）76-78頁。
 - 31) 前掲高橋「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」70頁。
 - 32) 『産経新聞』2017年11月24日、25日、12月13日付記事参照。
 - 33) 前掲高橋「総領事、なぜ子女を助けてくれないのですか」68頁。
 - 34) オーストラリアで慰安婦像設置反対運動に取り組む山岡鉄秀は次のように述べており、参考になる。「我々の相手は常に日本を残酷非道と非難してくるから、つい「捏造だ!」と反論したくなるが、話し合っってわかり合える相手ではない。反論しても泥仕合となり、相手は事実の検証

- など無視して、「無反省の歴史修正主義」などと声を荒らげるだろう。いわゆる歴史戦に深入りして、被告席から反論するような不利な状況に陥ってはならない。もちろん、歴史戦を戦う準備と覚悟は常に必要だから、継続的な勉強は必須ではあるが、基本は別次元の論点で優位に立てる議論を展開すべきだ。具体的に言えば、我々は当初、オーストラリアの国是である「多文化主義の尊重」を掲げて論陣を張った。慰安婦問題をことさらにクローズアップし、特定の国家を非難するような活動は、オーストラリアの国是である「多文化主義の尊重」に反する、と批判したのだ。これは、我々が希求する嘘偽りのない主張である。他の民族とも連携できる永遠のテーマだ。」(前掲山岡書、42頁)。
- 35) 「ソフトパワー」概念の提唱者であるジョセフ・ナイは、ソフトパワーを「強制や報酬ではなく、国の魅力によって望む結果を得る能力」、「自国が望む結果を他国も望むようにする力であり、他国を無理やり従わせるのではなく、味方につける力」と定義している。また国家のソフトパワーの「源泉」として、文化、政治的な価値観、外交政策の三点を挙げている。また、それらが「普遍性」を持っていることがソフトパワーの条件であると述べている。ソフトパワーはパブリック・ディプロマシー(広報外交)を必要とするとの指摘もある。ジョセフ・ナイ『ソフト・パワー』(日本経済新聞社、2004年)参照。植村和秀『日本のソフトパワー』(創元社、2012年)は、東日本大震災からの復興事業を日本のソフトパワーの観点から論じており、慰安婦問題を考える上でも示唆的である。
- 36) ケヴィン・M・ドーク「日米関係とグローバル倫理」(麗澤大学客員教授就任記念講演記録、2017年6月22日)。抄録が「グローバルスタンダードとしての武士道」と題して『正論』2017年10月号に掲載。
- 37) 天野貞祐『道理の感覚』(『天野貞祐全集』第一巻、栗田出版会、1971年)9頁。
- 38) 天野貞祐「平和日本の在り方」(『天野貞祐全集』第四巻、栗田出版会、1970年)78頁。天野の道徳哲学の全体像については、貝塚茂樹『天野貞祐』(ミネルヴァ書房、ミネルヴァ日本評伝選、2017年)参照。